

三、里兆解读

- 新《民事诉讼法》下“涉外民事诉讼程序”规定的变化（连载之一/共二篇）..... 5

四、近期热点话题..... 8

一、最新中国法令

- 商务部办公厅关于进一步做好外商投资企业适用国家鼓励发展的外商投资项目进口设备减免税政策落实工作的通知

【发布单位】商务部办公厅

【发布文号】商办资函〔2023〕510号

【发布日期】2023-11-08

【内容提要】根据该通知：

- 企业或其投资者向信息报告机构领取“备注”栏中载有国家鼓励发展的外商投资项目信息的《回执》，并凭回执按规定向海关办理国家鼓励发展的外商投资项目进口自用设备免征进口关税手续。
- 外商投资企业境内再投资（含多层次投资）设立企业的投资项目执行《鼓励外商投资产业目录》，属于适用国家鼓励的产业政策条目范围的，由省级商务主管部门参照该通知，将项目有关信息函告企业的主管直属海关。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zczxzc/202311/20231103454063.shtml>

- 国家市场监督管理总局、海关总署关于在有条件的自由贸易试验区和自由贸易港调整进口信息技术设备强制性产品认证要求的公告

【发布单位】国家市场监督管理总局、海关总署

【发布文号】国家市场监督管理总局、海关总署公告2023年第47号

【发布日期】2023-11-11

【内容提要】该公告提出：对试点地区（上海、广东、天津、福建、北京自由贸易试验区和海南自由贸易港）进口信息技术设备强制性产品认证要求予以调整。

- 对于在试点地区进口的 CCC 认证范围内信息技术设备，认证委

三、里兆解説

- 新「民事訴訟法」に基づく「涉外民事訴訟手続き」規定の変化（連載その一、全二回）..... 5

四、トピックス..... 8

一、最新中国法令

- 国が発展を奨励する外商投資プロジェクト輸入設備税金減免政策の外商投資企業による適用をさらに貫徹することに関する商務部弁公庁による通知

【発布機関】商務部弁公庁

【発布番号】商弁資函〔2023〕510号

【発布日】2023-11-08

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 企業又はその投資者は、「備考」欄に国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの情報が記載された「受領書」を情報報告機関から受け取り、且つ受領書をもって規定に従い、税関にて国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備の輸入関税免除手続きを行う。
- 外商投資企業が国内再投資（多層投資を含む）によって設立した企業の投資プロジェクトには「外商投資奨励産業目録」を実施し、国が奨励する産業政策項目の適用範囲に該当する場合、省レベルの商務主管部門は本通知を参照し、プロジェクトの関連情報を企業直属の主管税関に書面で告知する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zczxzc/202311/20231103454063.shtml>

- 実施条件を満たす自由貿易試験区及び自由貿易港が輸入情報技術設備の製品強制認証要求を調整することに関する国家市場監督管理局、税関総署による公告

【発布機関】国家市場監督管理局、税関総署

【発布番号】国家市場監督管理局、税関総署公告2023年第47号

【発布日】2023-11-11

【概要】本公告は、試行地区（上海、広東、天津、福建、北京自由貿易試験区及び海南自由貿易港）における輸入情報技術設備の製品強制認証要求の調整について言明している。

- 試行地区で輸入される CCC 認証範囲内の情報技術設備について、認証

托人在申请 CCC 认证时，可以采用自我声明评价方式证明产品符合 CCC 认证电磁兼容性标准。

- 通过上述方式取得 CCC 认证证书的信息技术设备，其进口目的地应当在试点地区范围内。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgkn/rzjgs/art/2023/art_8d1f1b3fe4f9449799a2600888878f74.html

● [海关总署关于实施放宽加工贸易深加工结转申报时限等措施的公告](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2023 年第 166 号

【发布日期】2023-11-14

【实施日期】2023-11-14

【内容提要】该公告提出推动加工贸易持续高质量发展的五项措施，包括：

- 放宽深加工结转集中申报时限。
- 优化加工贸易成品出口退换管理。
- 拓展企业集团加工贸易监管模式适用范围。
- 信息技术、人工智能、生物医药、新能源、新材料、重大装备制造等行业中内部管理规范、信息化系统完备的非失信企业，可作为牵头企业向海关申请适用企业集团加工贸易监管模式。
- 简化集中内销手续。
- 简化国内采购设备出区手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://gdgs.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5494187/index.html>

● [国家禁毒委员会办公室发布通告（提醒相关企业和个人谨慎销售可制毒物品）](#)

【发布单位】国家禁毒委员会办公室

【发布日期】2023-11-17

【内容提要】该通告归纳了《刑法》、《禁毒法》、《海关法》、《易制毒化学品进出口管理规定》等法律法规对麻醉药品和精神药品、制毒物品的管控规定，以及针对邮政、快递企业、物流企业及其他单位和个人关于防范麻醉药品和精神药品、制毒物品违法犯罪的相关规定，以提醒相关企业在从事经营活动时遵

依賴者は CCC 認証を申請する際に、評価を自己表明する方法を通して製品が CCC 認証電磁互換性の基準を満たすことを証明することができる。

- 上記方法で CCC 認証証明書を取得した情報技術設備は、その輸入目的地は試行地区範囲内でなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgkn/rzjgs/art/2023/art_8d1f1b3fe4f9449799a2600888878f74.html

● [加工貿易の深加工結轉の申告期限緩和等措置の実施に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2023 年第 166 号

【発布日】2023-11-14

【実施日】2023-11-14

【概要】本公告は、加工貿易の持続的で質の高い発展を推進するための 5 つの措置を打ち出した。それには、以下の内容が含まれる。

- 深加工結轉（保税移送）の集中申告期限の緩和。
- 加工貿易製品輸出の返品交換管理の最適化。
- 企業グループの加工貿易監督管理スキームの適用範囲の拡張。
- 情報技術、人工知能、バイオ医薬、新エネルギー、新素材、重大装备制造などの業界における内部管理規範、情報化システムを完備している非信用失墜企業は、牽引企業となって税関に企業グループ加工貿易監督管理スキームの適用を申請することができる。
- 集中的な国内販売手続きの簡素化。
- 国内の調達設備の出荷手続きの簡素化。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://gdgs.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5494187/index.html>

● [国家麻薬取締委員会弁公室による通告の発表（関連企業と個人に対し麻薬製造に使用可能な物品を慎重に販売するよう注意喚起している）](#)

【発布機関】国家麻薬取締委員会弁公室

【発布日】2023-11-17

【概要】本通告は、「刑法」、「麻薬取締法」、「税関法」、「麻薬製造に使用可能な化学品輸出入管理規定」などの法律法規の麻酔薬及び向精神薬、麻薬製造可能な物品に対する管理制御規定、及び郵政、宅配企業、物流企業及びその他組織と個人の麻酔薬及び向精神薬、麻薬製造可能な物品の違法犯罪防止に関する関連規定を

守国家相关法律法规。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103454384.shtml>

- [上海市人力资源社会保障局关于执行《上海市工伤保险实施办法》若干问题的意见](#)

【发布单位】上海市人力资源社会保障局

【发布文号】沪人社规〔2023〕28号

【发布日期】2023-11-15

【实施期限】2023-12-01 至 2028-11-30

【内容提要】该意见内容包括“用人单位注册地与生产经营地不在同一统筹地区的，应当在参保地进行工伤认定”、“工伤人员停工留薪期内原工资福利待遇如何确定”等十五项内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：

上海市人力资源社会保障局关于执行《上海市工伤保险实施办法》若干问题的意见

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20231115/c8d4cdb71d4a4a729909160dcfdd8a7d.html>

政策问答

<https://www.shanghai.gov.cn/...>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [海关总署就《海关法（修订草案）》公开征求意见](#)

日前，海关总署网站公布《关于〈中华人民共和国海关法（修订草案征求意见稿）〉公开征求意见的通知》，并公开征求意见（截止日期为2023年12月10日）。

《海关法》修订草案将现行《海关法》“关税”、“海关事务担保”两章整合为一章，删除“执法监督”章节，新增“海关执法措施与执法监督”、“海关风险管理”和“企业管理”三章，构建海关全流程风险管理制度，强化事中事后监管等。

（里兆律师事务所 2023 年 11 月 17 日编写）

要約することにより、関連企業が経営活動に従事する際に国の関連法律法規を遵守するよう注意を促している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103454384.shtml>

- [「上海市劳灾保险实施方法」の実施についての若干事項に関する上海市人的資源社会保障局による意見](#)

【発布機関】上海市人的資源社会保障局

【発布番号】滬人社規〔2023〕28号

【発布日】2023-11-15

【実施期限】2023-12-01 至 2028-11-30

【概要】本意見には、「使用者の登録地と生産事業場所が同一の統一計画地区にない場合、保険加入地で労災認定を行うものとする」、「労災者の休業有給期間内の原賃金福利厚生をどのように確定するか」などの15項目の内容が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

「上海市劳灾保险实施方法」の実施についての若干事項に関する上海市人的資源社会保障局による意見

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20231115/c8d4cdb71d4a4a729909160dcfdd8a7d.html>

政策に関する問答

<https://www.shanghai.gov.cn/...>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [税関総署が「税関法（改正草案）」についてパブリックコメントを募集している](#)

先頃、税関総署の公式サイトで『《中華人民共和國税関法（改正草案意見募集稿）》のパブリックコメント募集に関する通知』を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は、2023年12月10日である）。

「税関法」改正草案は、現行の「税関法」の「関税」と「税関事務保証」という2つの章を1つの章に統合し、「法執行監督」という章を削除し、「税関法執行措置と法執行監督」、「税関リスク管理」、「企業管理」という3つの章を新たに追加し、税関の全プロセスのリスク管理制度を構築し、事中事後監督管理などを強化している。

（里兆法律事務所が 2023 年 11 月 17 日付で作成）

- [国家税务总局更新发布“非接触式”办税缴费事项清单](#)

日前，国家税务总局公布更新后的《“非接触式”办税缴费事项清单》，在网上办理的“非接触式”办税缴费事项为 233 项。

相比 2022 年 05 月发布的版本，总体“非接触式”办税缴费事项数量不变，但具体事项内容作了增删与修改，例如新增发票退票、临时开票权限办理、跨省（市）迁移涉税事项报告、发票担保等事项。

（里兆律师事务所 2023 年 11 月 17 日编写）

- [中国信通院发布《数据清洗、去标识化、匿名化业务规程（试行）》](#)

日前，北京市经济和信息化局指导中国信息通信研究院产业与规划研究所、北京国际大数据交易所联合编制、发布国内首个数据清洗、去标识化、匿名化处理相关流程方法的业务规程——《[数据清洗、去标识化、匿名化业务规程（试行）](#)》。

《数据清洗、去标识化、匿名化业务规程（试行）》在现行法规政策框架下，体系性地明晰了数据清洗、去标识化、匿名化处理的技术特点、相互关系和落地方式，总结了各项处理活动的目的、流程、技术方法及环境要求，可适用于广义的数据范畴，包括但不限于个人数据、企业数据、物联网数据等，以期为企业等主体开展相关数据处理活动和相应测试评估提供参考。

（里兆律师事务所 2023 年 11 月 17 日编写）

三、里兆解读

- [新《民事诉讼法》下“涉外民事诉讼程序”规定的变化（连载之一/共二篇）](#)

内容摘要：

2023 年 09 月 01 日，全国人民代表大会常务委员会审议通过了《[关于修改<中华人民共和国民事诉讼法>的决定](#)》（以下简称“[新《民事诉讼法》](#)”），将于 2024 年 01 月 01 日起施行。本次修改共涉及 26 处，其中 19 处修改与“涉外民事诉讼程序”规定相关，而“涉外民事诉讼程序”规定与中外企业均息息相关，建议关注。

- [国家税務総局が、「非接触型」税金納付事項リストを更新し公布した](#)

先頃、国家税務総局は更新後の「[『非接触型』税金納付事項リスト](#)」を公布し、オンラインで手続きされる「非接触型」税金納付事項は 233 項目である。

2022 年 5 月に公布されたバージョンに比べ、全体的な「非接触型」税金納付事項の数は変わらないが、具体的な事項の内容について追加、削除、修正が行われ、例えば、発票の取消、臨時発票の権限処理、省（市）をまたぐ移転における税金関連事項の報告、発票の保証などが新規増加された。

（里兆法律事務所が 2023 年 11 月 17 日付で作成）

- [中国情報通信研究院が「データ洗浄、非特定化、匿名化業務规程（试行）」を公布した](#)

先頃、北京市経済情報化局の指導を受けて、中国情報通信研究院産業計画研究所、北京国際ビッグデータ取引所は、国内初のデータ洗浄、非特定化、匿名化処理に関するプロセス方法の業務规程、すなわち「[データ洗浄、非特定化、匿名化業務规程（试行）](#)」を共同で作成し公布した。

「データ洗浄、非特定化、匿名化業務规程（试行）」は、現行法規政策の枠組みの下で、データ洗浄、非特定化、匿名化処理の技術特徴、相互関係及び実施方法を体系的に明確にし、各処理活動の目的、プロセス、技術方法及び環境要求をまとめ、個人データ、企業データ、モノのインターネットデータなどを含むがこれらに限定されない広義のデータ範疇に適用することができ、企業などの主体が関連するデータ取扱活動及び係るテスト評価を展開するうえでの参考に資することが期待できる。

（里兆法律事務所が 2023 年 11 月 17 日付で作成）

三、里兆解説

- [新「民事訴訟法」に基づく「涉外民事訴訟手続き」規定の変化（連載その一、全二回）](#)

概要：

2023 年 9 月 1 日、全国人民代表大会常务委员会で「[『中華人民共和國民事訴訟法』の改正に関する決定](#)」（以下「[新『民事訴訟法』](#)」という）が可決され、2024 年 1 月 1 日から施行されることになった。今回の改正箇所は、計 26 か所あり、そのうち、19 か所の改正内容は、「[『涉外民事訴訟手続き』](#)」に関するものである。本稿では、特に中国・海外の企業と密接に関わるものである「[『涉外民事訴訟手続き』](#)」に関する規定に焦点をあてて、その押さえておくべきポイントを解説する。

正文:

“涉外民事诉讼程序”规定是指在中华人民共和国领域内进行涉外民商事诉讼所适用的特别程序规定。新《民事诉讼法》在“涉外民事诉讼程序”规定方面的变化,主要体现在以下几大方面:

一、扩大中国法院对涉外民商事诉讼的管辖权

1. 扩大中国法院管辖的涉外案件范围

对在中国没有住所的被告提起的涉外民事诉讼,在现行《民事诉讼法》规定(以下简称“现行规定”)下,只有该等民事诉讼是与“合同纠纷或者其他财产权益纠纷”相关的,且合同签订地、合同履行地、诉讼标的物所在地、可供扣押财产所在地、侵权行为地或者代表机构住所地等6个连接点在中国的,中国相关法院才可以管辖。

新《民事诉讼法》将“合同纠纷或者其他财产权益纠纷”扩大至“除身份关系¹以外的涉外民事纠纷”,填补了现行规定中未覆盖的非财产权益纠纷的空白,进一步完善了中国法院对涉外案件的管辖。

2. 增加“适当联系”兜底管辖原则

关于中国法院对涉外民事诉讼管辖的连接点,新《民事诉讼法》在现行规定的6个连接点的基础上,增设了“适当联系”规则作为兜底条款,赋予中国法院对涉外民事诉讼更大的管辖权及自由裁量权。比如,现行规定的6个连接点中并不包括原告所在地,而在新《民事诉讼法》施行后,如果某一涉外民事诉讼中的原告是中国实体,理论上法院可认为该等民事诉讼与中国存在适当联系,进而行使管辖权。

3. 新增涉外“协议管辖”、“应诉管辖”

关于“协议管辖”、“应诉管辖”,现行规定在总则编中,理论上涉外民事诉讼也可以适用该规则,但不够明确。新《民事诉讼法》在涉外编中新增该内容,不仅进一步明确和澄清,而且在涉外“协议管辖”方面还有所突破,即,新《民事诉讼法》并未对协议管辖的法院进行限制,即使与争议有实际联系的地点都不在中国的涉外案件,理论上当事人仍可以协议选择中国法院管辖。

本文:

「涉外民事訴訟手続き」規定とは、中華人民共和國領域内で行われる涉外的要素を含む民・商事事件の訴訟に限って適用される手続き規定をいう。新「民事訴訟法」における「涉外民事訴訟手続き」の主な改正点は、以下の通りである。

一、涉外民商事訴訟に対する中国の裁判所の管轄権を拡大した

1. 中国の裁判所の管轄対象となる涉外事案の範囲を拡大した

中国に住所を有しない被告に対して提起される涉外民事訴訟については、現行の「民事訴訟法」規定(以下「現行規定」という)に基づく、当該民事訴訟は「契約又はその他財産権益をめぐる紛争」であり、且つ契約締結地、契約履行地、訴訟目的物の所在地、差押えに供することのできる財産の所在地、不法行為地又は代表機構住所地等のいずれかひとつが中国にある場合に限り、中国の裁判所が管轄することができる、とされている。

現行の規定では、財産権益以外の紛争を射程範囲に入れていなかったが、中国の裁判所の涉外事案に対する管轄の最適化を行う観点から、新「民事訴訟法」では、管轄権の及ぶ対象範囲を「契約をめぐる紛争又はその他財産権益をめぐる紛争」だけでなく、「身分関係¹を除く涉外民事紛争」へと拡大している。

2. 「適度の関連性のある」という包括的な管轄原則を追加した

中国裁判所の涉外民事訴訟の管轄における連結点に関しては、新「民事訴訟法」は、現行規定の6つの連結点のほかに、さらに包括的条項として「適度の関連性のある」ことを要件とするルールを追加し、涉外民事訴訟の管轄において、中国の裁判所に大きな裁量権を与えている。例えば、現行規定の6つの連結点には、原告所在地が含まれていないが、この点、新「民事訴訟法」に基づけば、原告が中国の事業体である涉外民事訴訟において、理論上、裁判所は、当該民事訴訟事案は中国と適度の関連性があるとして、管轄権を行使することが可能になる。

3. 涉外「合意管轄」、「应诉管轄」を追加した

「合意管轄」、「应诉管轄」に関しては、現行規定によると、この部分は総則編に記載されていることから、理論上、当該規定は涉外民事訴訟にも適用されるということになるが、この点を明記した条文はなかった。新「民事訴訟法」では、これらの内容を涉外編に追加し、さらに明確化しただけではなく、涉外「合意管轄」に対する制限を撤廃している(即ち、新「民事訴訟法」では、合意管轄に制限を設けていない)。したがって、たとえ紛争と実質的関

¹ 对在中国没有住所的被告提起的有关身份关系的诉讼,根据现行《民事诉讼法》第23条的规定,由原告住所地或经常居住地法院管辖,新《民事诉讼法》对此未进行改动。

¹ 中国に住所を有しない被告に対し、身分関係に関する訴訟を提起することについては、現行「民事訴訟法」第23条の規定によると、原告の住所地又は常居所の裁判所が管轄するとされていたが、新「民事訴訟法」でも、この点に変更はない。

連性のある場所が中国にない涉外事案であっても、理論上、当事者間の合意により、中国の裁判所を管轄裁判所として指定することは可能になる。

4. 新增涉外“专属管辖”案件

在现行规定下，对于在中国履行的中外合资经营企业合同、中外合作经营企业合同、中外合作勘探开发自然资源合同，专属于中国法院管辖（即，中国法院对该类案件享有绝对的管辖权，不由其他国家法院管辖，也不允许当事人协议选择其他国家法院管辖）。

新《民事诉讼法》在此基础上新增2类涉外“专属管辖”案件：①因在中华人民共和国领域内设立的法人或者其他组织的设立、解散、清算，以及该法人或者其他组织作出的决议的效力等纠纷提起的诉讼；②因与在中华人民共和国领域内审查授予的知识产权的有效性有关的纠纷提起的诉讼。

二、明确涉外民商事诉讼管辖权冲突的处理原则

关于平行诉讼，包括一方当事人就同一争议在国内外法院均提起诉讼的情形，也包括就同一争议，一方当事人在中国法院起诉，而另一方当事人在外国法院起诉的情形，这就导致国内外法院管辖权冲突的出现。

对于该等管辖权冲突，新《民事诉讼法》作出了以下原则性规定：

1. 中国法院依法行使管辖权：如果中国法院依法对相关案件有管辖权的，中国法院均可以受理，但如果是当事人订立排他性管辖协议选择外国法院管辖且不违反中国对专属管辖的规定，不涉及中国主权、安全或者社会公共利益的，中国法院可以不予受理。
2. 以受理先后顺序作为基本处理原则：对于国内外法院均受理的案件，如果是中国法院受理在先的，以中国法院为主；如果中国法院受理在后的，当事人可以申请中国法院中止诉讼，中国法院可以裁定中止诉讼，但存在协议选择中国法院管辖、或中国法院专属管辖、或中国法院审理明显更为方便等情形的除外。
3. 不方便法院原则：对于中国受理的涉外民商事诉讼，如果同时存在①案件争议的基本事实不是发生在中国领域内，中国法院

4. 「專屬管轄」となる涉外事案を追加した

現行規定において、中国で履行される中外合弁企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源探査開発契約について、その管轄は、中国の裁判所のみ認められるとされている（即ち、中国の裁判所が、これらの事案に対して絶対的な管轄権を有する。したがって、他国の裁判所は、管轄裁判所になれず、また当事者間の合意によって、他国の裁判所を管轄裁判所とすることも認められない）。

新「民事訴訟法」は上記のほか、次の2種類の「專屬管轄」となる涉外事案を追加した。①中華人民共和國領域内に設立された法人又はその他の組織の設立、解散、清算、ならびに当該法人又はその他の組織により行われた決議の効力等をめぐる紛争に起因して提起された訴訟、②中華人民共和國領域内で審査を経て、付与された知的財産権の有効性をめぐる紛争に起因して提起された訴訟。

二、涉外民商事訴訟における管轄権の競合に対する処理原則を明確にした

國際的訴訟競合には、一方の当事者が同一の紛争につき同時に国内・国外の裁判所に訴えを提起している場合、同一の紛争につき、一方の当事者が中国の裁判所に訴えを提起し、もう一方の当事者が外国の裁判所に訴えを提起している状況が含まれる。これによって、国内と国外の裁判所の管轄権が競合することになる。

上記管轄権の競合については、新「民事訴訟法」では以下の通り、原則的な規定を設けている。

1. 中国の裁判所が法に依拠し管轄権を行使する：中国の裁判所が法に依拠して当該事案につき管轄権を有する場合には、中国の裁判所は、受理することができるが、もし当事者が外国の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の合意を書面で交わし、尚且つ中国の專屬管轄に関する規定に違反しておらず、中国の主権、安全又は社会公共の利益にも関わるものではない場合、中国の裁判所はこれを受理しないことができる。
2. 受理した順に従い、決めることを原則とする：国内・国外の裁判所の両方が受理しているが、もし中国の裁判所のほうが先に受理している場合、中国の裁判所が優先される。もし中国の裁判所のほうが後であった場合、当事者は、中国の裁判所へ訴訟中止を申し立てることで、中国の裁判所が訴訟中止の裁定を下すことができる。但し、中国の裁判所が管轄する旨の合意がある、又は中国の裁判所が專屬管轄裁判所になっている、又は中国の裁判所が審理したほうが、利便性が著しく高まるといった場合は、この限りではない。
3. 不便宜法廷地原則：中国で受理されている涉外民商事訴訟について、もし①事案の審判の基礎となる事実の発生地は、中国領域内ではない

审理案件和当事人参加诉讼均明显不方便；②不存在选择中国法院管辖的协议；③不属于中国法院专属管辖；④不涉及中国主权、安全或者社会公共利益；⑤外国法院审理案件更为方便等5种情形的，在被告提出管辖异议时，中国法院可以裁定驳回起诉，告知原告向更为方便的外国法院提起诉讼。

需注意的是，在符合前述相关情形条件时，中国法院是“可以”受理、不予受理、中止诉讼、驳回起诉等，而不是“应当”，这意味着实践中中国法院对此将享有较大的自由裁量权。但是，如果中国法院决定中止诉讼或驳回起诉、交由外国法院管辖时，而外国法院拒绝行使管辖权，或者未采取必要措施审理案件，或者未在合理期限内审结的，此时中国法院是“应当”恢复诉讼或受理案件。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》中，我们将继续解读“涉外民商事诉讼送达的变化”、“增加中国法院域外调查取证的方式”、“完善外国法院判决（裁定）、域外仲裁裁决的承认与执行”。

（作者：里兆律师事务所 邱奇峰、陈一夫）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [个人信息出境标准合同备案 11 月 30 日前要不要完成？](#)
- [外资企业应对境外母公司“人权尽职调查”或填写类似调查问卷时的注意事项](#)
- [外资企业在撤退时是否可以自主处理其拥有的不动产及相关注意事项和解决方案](#)

ため、中国の裁判所が事案の審理を行う、及び当事者が訴訟に参加することが著しく不便である場合。②中国の裁判所が管轄する旨の合意が存在しない場合。③中国の裁判所が専属管轄裁判所になる事案ではない場合。④中国の主権、安全又は社会公共の利益に関わる事案ではない場合。⑤外国の裁判所で事案を審理するほうが、利便性が高まる、といった5つの状況が同時にある場合において、被告に管轄権の異議を申し立てられた時、中国の裁判所は、提訴を却下する裁定を下して、当該訴訟の審判にとって、より適した外国の裁判所へ訴えを提起するよう、原告へ告知することができる。

なお、上記要件に合致している場合、中国の裁判所は、受理、不受理、訴訟中止、提訴却下などを「することができる」となっており、「しなければならない」とはなっていないため、実務では、中国の裁判所の裁量によるのが大きいことがわかる。しかし、もし中国の裁判所が訴訟中止又は提訴却下の決定を下し、外国の裁判所が管轄することになった場合で、外国の裁判所が管轄権の行使を拒否したとき、又は事案審理のための必要な措置を講じていなかったとき、又は合理的な期限内に審理を結了しなかったとき、中国の裁判所は、訴訟手続きの再開、又は事案受理を「しなければならない」となっている。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」では、続けて「涉外民商事訴訟送達の変化」、「中国法院の域外調査と証拠採取の方式の増加」、「外国法院の判決（裁定）、域外仲裁判決の承認と執行の改善」について解説する。

（作者：里兆法律事務所邱奇峰、陳一夫）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [個人情報越境伝送標準契約の届出は、11月30日までに完了させるべきか？](#)
- [外資企業が国外の親会社からの「人権デューデリジェンス」に対処し、又は類似のサーベイへの記入を行う際の注意事項](#)
- [外資企業は、撤退時、自己の保有する不動産を自ら処理できるのか、及びその注意事項と解決策](#)